

京都市農家民宿等に係る旅館業許可取扱要領

1 方針

「規制緩和等の対象となる農家民宿等の開設資格に関する確認要領」に基づき、各農業振興センター所長及び京北・左京山間部農林業振興センター所長（以下「振興センター所長等」という。）の確認を受けた農家民宿等について、旅館業法施行規則第5条及び「京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例」（以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、構造設備の基準の緩和を行うものとする。

2 対象施設

本要領の適用を受ける「農家民宿等」は、振興センター所長等から「農家民宿等の開設資格確認書」（以下「確認書」という。）の交付を受けた施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 客室の延床面積が33㎡未満であること。
- (2) 宿泊者の定員が8名以下であること。
- (3) 宿泊者名簿を記載し、及び保管する場所を確保していること。

3 構造設備の基準緩和

- (1) 玄関帳場の設置（条例第9条第1項第2号）

条例第12条の規定に基づき、玄関帳場の設置を要しないものとする。

- (2) 用途による施設の区分（条例第9条第1項第3号）

宿泊者の定員が5名以下であり、かつ、営業者の自宅の一部を農家民宿等とする場合にあっては、条例第12条の規定に基づき、条例第9条第1項第3号に定める住戸との区画の基準を一部緩和し、簡易宿所営業の用途に供する施設のうち、玄関、入浴施設、洗面設備及び便所並びに当該建築物の廊下、階段、出入口その他の避難施設について、家庭用との共用を認めるものとする。この場合において、入浴施設及び洗面設備については、宿泊者と居住者の利用時間帯を区分し、区分ごとに清掃等を行うこと。

4 許可申請の方法

申請者は、旅館業許可申請書の備考欄に、農家民宿等に該当する施設である旨を記載するとともに、振興センター所長等が交付した確認書の写しを添付すること。

5 許可条件

- (1) 3(1)の緩和のみを受ける場合にあっては、旅館業法（以下「法」という。）第3条第6項の規定により、法第3条第1項の許可に、次に掲げる条件を付するものとする。

ア 農家民宿等であること。

イ 客室の延床面積は、宿泊者1人当たり3.3㎡以上確保すること。

ウ 宿泊者の滞在中は、当該農家民宿等の施設内に、当該農家民宿等営業者又は営業者の使用人その他の従業者（家族を含む。）が駐在し、緊急時の対応を行うことができる体制を確保すること。

エ 宿泊者名簿を記載し、及び保管する場所を確保するとともに、記載を徹底すること。

オ 宿泊者の定員が8人以下であること。

- (2) 3(2)の緩和を受ける場合にあっては、法第3条第6項の規定により、法第3条第1項の許可に、
(1)ア～エ及び次に掲げる条件を付するものとする。

ア 営業者の自宅の一部を農家民宿等とすること。

イ 宿泊者の定員が5人以下であること。

ウ 入浴施設及び洗面設備については、宿泊者と居住者の利用時間帯を区分し、区分ごとに清掃等を行うこと。

6 農家民宿等の確認の取消等

振興センター所長等から当該農家民宿等に係る確認書の取消等について情報提供等を受けた場合は、営業の廃止の指導を行う等必要な措置を講じること。

7 留意事項

- (1) 医療衛生センターは、振興センター所長等から「農家民宿等の開設資格の確認結果報告書」の送付及び取消等に係る情報提供を受けるものとする。
- (2) 医療衛生センターは、公衆衛生上、善良の風俗の保持上又は旅館業の適正な運営上必要な措置を講じるよう指導すること。

8 その他

この要領に定めるほか、この要領の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室長が別に定める。

附 則

本要領は、平成27年3月25日から適用する。

本要領は、平成29年6月30日から適用する。

本要領は、平成31年2月15日から適用する。

本要領は、令和3年7月26日から適用する。